

療養費（あん摩・マッサージ、はり・きゅう）支給申請について

○申請書の提出先

平成 25 年 4 月 1 日受付分から、申請書の提出先が次のとおりとなりました。

〒840-0824

佐賀市呉服元町 7 番 2 8 号 佐賀県国保会館

佐賀県国民健康保険団体連合会 審査第 2 課 調剤・療養費係

電話：0952-26-4301 FAX：0952-26-2666

※県内各市町の後期高齢者医療担当窓口及び佐賀県後期高齢者医療広域連合では、窓口・郵送ともに受付を行いませんのでご注意ください。

○申請受付の締日

・窓口受付、郵送ともに毎月 10 日（受付締め日）国保連到着分までが当月受付分となります。

・窓口受付時間は 8：30～17：15 です。

※土・日・祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休みのため受付できません。

ただし、毎月 10 日（受付締め日）に限り、土・日・祝日の場合でも受付を行います。

・10 日を過ぎて到着した申請書につきましては、翌月の受付分とさせていただきます。

○申請書の提出方法

・施術所コード毎、施術年月毎に総括票を申請書に添付し提出してください。

・【申請書】→【往療内訳書】→【同意書】の順に並べて、申請書と添付書類は必ずホチキスで止めてください。

・往療料を算定している場合は、必ず往療内訳書（任意の様式で可）を添付してください。

・申請書は、保険者番号順、被保険者番号順に並べて綴じてください。

○申請書の返戻

・申請書の内容に不備がある場合は、国保連からの返戻となります。

なお、返戻を行う前には事前に国保連から連絡を行います。

・申請書の再提出に際しては、単体（再提出分のみ）で提出しないでください。

必ず、次回の申請分と一緒に国保連へご提出ください。

なお、総括票の「備考」欄に返戻による再提出分である旨の記載をお願いします。

○支給決定及び支給日

・受付した申請書は、国保連で申請内容の審査を行った後、広域連合で支給を決定し、受付締め日が属する月の翌月の支給となります。

・支給が決定したのについては、被保険者に対し支給決定通知書を送付します。

・支給日は、平成 27 年 4 月より毎月 末日（月 1 回）です。

※末日が、土・日・祝日の場合は前倒しとなります。

療養費（あん摩・マッサージ、はり・きゅう）支給申請時の【往療料】適正請求について

あん摩・マッサージ、はり・きゅうの施術に係る療養費支給申請につきましては、厚生労働省通知による療養費の支給基準を十分ご理解の上、適正な保険請求をお願いいたします。

ここでは、疑義案件が特に多く見られる【往療料】の支給基準につきまして、主な留意事項を掲載いたします。（囲み内は、平成16年10月1日保医発第1001002号 厚生労働省保険 局医療課長通知より一部抜粋）

往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により適所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。

- ・公共交通機関等を利用して患者一人で外出可能であり、施術所への通所が可能である場合、往療料は算定できません。
- ・患者または患者の家族（患者本人が正常な判断能力を有しない場合に限りです。）の同意がない場合、往療料は算定できません。
- ・施術所まで赴くことが面倒である等、単に患者の自己都合による場合、往療料は算定できません。

往療料は、治療上真に必要があると認められる場合に支給できるものであり、これによらず、定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には、支給できないこと。

- ・あらかじめ、患者と施術師が曜日・日時などを決めて施術を行った場合、往療料は算定できません。

2戸以上の患家に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第2位以降の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とするものとされているところであるが、先順位の患家から次順位の患家への距離が 施術所から次順位の患家への距離に比べ遠距離になる場合は、施術所からの距離により往療料を支給すること。往療の距離は、施術所の所在地と患家の直線距離を原則として支給すること。ただし、直線距離による支給が実態に比べ著しく不合理と考えられる場合は合理的な方法により算出した距離によって差し支えないこと。

- ・往療料の起点は、保健所に開設の届けを行っている施術所は所在地、出張業務のみとして届けを行っている施術師は届け出た住所地が起点となります。
- ・2戸以上の患家に対して引き続き往療を行った場合は、先順位の患家の所在地を起点とします。ただし、先順位の患家から次順位の患家への距離が、届け出た施術所の所在地（又は届け出た住所地）から次順位の患家までの距離に比べ遠距離の場合は、施術所の所在（又は届け出た住所地）からの距離により算定します。

片道 16km を超える往療については、当該施術所からの往療を必要とする絶対的な理由がある場合に認められるものであるが、かかる理由がなく、患家の希望により 16km を超える 往療をした場合、往療料の支給は認められないこと。この場合の往療料は、16km を超えた 部分のみではなく全額が認められないこと。なお、片道 16km を超える往療とは、2 戸以上の患家に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第 2 位以下の患家に対する往療距離の計算ではなく、施術所の所在地と患家の直線距離であること。

- ・往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は、往療料はもとより、その他施術についての療養費の支給も認められません。

同一家屋内（介護老人福祉施設等の施設を含む。）で複数の患者が施術を受けた場合の往 療料は別々に支給できないこと。

- ・同一家屋内で複数の患者に施術を行った場合、往療料は別々に支給できません。また、同一家屋内の複数の患者に対し、1 つの施術所から複数の施術師が往療を行った場合でも原則として往療料は施術師 1 人にしか支給できません。（ただし、複数の施術師を必要とするやむを得ない理由が認められる場合を除きます。）
- ・往療料が算定可能な「患家」は、居宅又は介護老人福祉施設等の入所施設に限ります。（通所介護を行っている施設への往療は不可。ただし、歩行困難であり、かつデイサービス先でなければ施術を受けられない特段の事情がある場合、デイサービス終了後の施術に 限り療養費を支給できます。）